

令和6年度第9回男鹿市農業委員会定例総会会議録

1. 開会日時 令和6年12月6日(金)午後3時30分から
2. 開催場所 男鹿市役所 3階 第1会議室
3. 出席委員数 (12名)
出席者(会長)吉田陽一
(代理)戸部秀悦
(委員)
1番 佐藤洋介 2番 3番 伊藤淑榮
4番 5番 6番 清水司
7番 三浦栄子 8番 9番 鈴木孫城
10番 武田一雄 11番 12番 佐藤正樹
13番 目黒千衣子 14番 山本義則 15番
16番 17番 鈴木誠孝
4. 欠席委員 (7名)
2番 加藤和洋委員、4番 鈴木和俊委員、5番 高橋郁雄委員、8番 原田智也委員
11番 三浦富美男委員、15番 伊藤賢一委員、16番 鈴木豊則委員
5. 農業委員会業務報告(11月分)
6. 報告事項
報告第12号 農地法第18条第6項の規定による通知について
7. 議事案件
議案第25号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第26号 農用地利用集積計画(案)の諮問に対し審議を求めることについて
議案第27号 農地法第5条の許可について
8. その他
9. 農業委員会事務局職員
事務局 長
局長 補佐 鈴木 俊 市
主 事 浅 井 和 将
10. 会議の概要

| | |
|--------------------|--|
| <p>鈴木局長 補佐</p> | <p>委員の皆様におかれましては、ご多忙のところご出席を賜りまして厚く御礼を申し上げます。</p> <p>今日は、鎌田事務局長が議会のため欠席となりますのでご了承ください。</p> <p>ただ今から令和6年度第9回男鹿市農業委員会定例総会を開会いたします。</p> <p>今回の総会は、報告事項が1件、議事案件が3件であります。初めに吉田会長からごあいさつをお願いいたします。</p> |
| <p>吉田陽一 会長</p> | <p>どうもご苦労様です。</p> <p>お忙しい中、天候も悪いところをご出席いただきまして、ありがとうございます。</p> <p>先月は、地域計画策定の話し合いに皆さんから全市を回っていただきました。</p> <p>どうもお疲れ様でした。</p> <p>私、27日に東京へ行ってきました。</p> <p>全国農業委員会会長代表者集会に出席してきましたが、農業委員会組織関係の約1千400人が結集し、新たな食料農業農村基本計画と25年度の農業関係予算の確保に関する要請書など、3つの議案を決議し、与野党から要請活動を展開してもらうということで、この集会は終わりました。</p> <p>その後、県選出国會議員との要請もあり、行ってきました。</p> <p>今回、秋田県からの国會議員は、参議院合わせて9名で参加は5名でした。</p> <p>選挙が終わったばかりなので、それぞれの選挙区のこともあり、あまり話は出ませんでした。富樫さんが副大臣になったことで色々な要請活動が県に降りるのでないか、ということも期待されていきました。</p> <p>今回の定例会は、審査件数が増えております。</p> <p>皆様には、ご審議のほど、よろしく申し上げます。</p> |
| <p>鈴木局長 補佐</p> | <p>本日は、2番の加藤和洋委員、4番の鈴木和俊委員、5番の高橋郁雄委員、8番の原田智也委員、11番の三浦富美男委員、15番の伊藤賢一委員、16番の鈴木豊則委員から欠席の届け出がありました。</p> <p>本日は、19名中12名で総会の定足数に達しております。</p> <p>それでは、男鹿市農業委員会規則第10条の規定によりまして、</p> |

| | |
|------------|---|
| 鈴木局長 補佐 | 会長が議長を務めることになっておりますので、議事の進行は吉田会長にお願いいたします。 |
| 吉田陽一 議長 | <p>男鹿市農業委員会規則第 19 条に規定する議事録署名委員について、どうお諮りしたらよろしいでしょうか。</p> <p>(議長一任の声)</p> |
| 吉田陽一 議長 | <p>議長一任の声がありましたので、こちらからご指名いたします。議事録署名委員に 1 番の佐藤洋介委員、17 番の鈴木誠孝委員にお願いいたします。</p> <p>なお、本日の会議書記には、浅井主事を指名いたします。会議に入る前に事務局から発言があります。</p> |
| 鈴木局長 補佐 | <p>この度、資料の訂正箇所が数か所に及びましたので、議案書を全て差し替えました。</p> <p>今日、配布しました議案書でご審議をお願いします。</p> <p>それと業務報告ですが農地パトロール出席委員の伊藤淑榮委員の名前の字が間違っていましたのでお詫びして訂正いたします。</p> <p>この後、議案で改めて議案書の訂正箇所をお伝えしますので、よろしくをお願いします。</p> |
| 吉田陽一 議長 | <p>よろしいですか。</p> <p>それでは、農業委員会業務報告に入りたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。</p> |
| 浅井主事 | <p>11 月の農業委員会業務報告をします。</p> <p>抜粋して説明します。</p> <p>11 月 2 日、令和 6 年度秋田県農業委員会大会が鹿角市コモッセで開催されました。</p> <p>11 月 8 日、第 8 回農業委員会定例総会が開催されました。</p> <p>11 月 13 日から 14 日、2 日間にかけて、今年度 2 回目となる農地パトロールを若美地区及び北浦地区にて実施しています。</p> <p>11 月 18 日から地域計画の地区ごとの話し合いが五里合地区を皮切りに 11 月 28 日の若美地区まで各地区でそれぞれ開催されました。</p> |

| | |
|----------------------------|--|
| 浅井主事 | <p>11月22日に第104回常設審議委員会が秋田パークホテルで開催されました。</p> <p>また11月27日から28日、2日間かけ、全国農業委員会会長代表者集会、県選出国會議員要請集会及び年金加入推進セミナーが東京にて開催され吉田会長が出席しています。</p> <p>そして本日、第9回で定例総会です。</p> <p>業務報告は、以上です。</p> |
| 吉田陽一 議長 | <p>事務局からご説明ございましたが、これについて何かお聞きしたいことがありましたらお願いします。</p> <p>(無しの声)</p> |
| 吉田陽一 議長 | <p>無ければ、次に入りたいと思います。</p> <p>以上、報告ですのでよろしくお願いします。</p> <p>続きまして、報告事項、報告第12号、農地法第18条第6項の規定による通知について、をお願いします。</p> |
| 鈴木局長 補佐 | <p>では、議案書の方に訂正箇所を先にご説明します。</p> <p>議案書の6ページ。</p> <p>両方をご覧ください。</p> |
| 戸部秀悦 職務代理 鈴木局長 補佐 | <p>新しい議案書を使えば。</p> <p>では、新しい議案書で説明を進めます。</p> <p>議案書の1ページをご覧ください。</p> <p>報告第12号、農地法第18条の合意解約の案件です。</p> <p>申請番号1号、船越字根木484、他1筆、地目、田、面積計2,128平米、渡人が秋田市のA、受人が船越のB、渡人の都合で他者への所有権移転のためです。</p> <p>申請番号2号、払戸字八郎新田74、他4筆、地目、田、面積計5,261平米、渡人が払戸のC、受人が払戸のD、渡人の都合で受人への所有権移転のための解約です。</p> <p>次に、2ページをご覧ください。</p> <p>申請番号3号、払戸字八郎新田56、他3筆、地目、田、面積計4,221平米、渡人が払戸のE、受人が払戸のD、渡人の都合で受人</p> |

| | |
|--------------------|---|
| <p>鈴木局長 補佐</p> | <p>への所有権移転のためです。</p> <p>申請番号 4、払戸字登田 86-1、他 8 筆、地目、田、面積計 7,889 平米、渡人が払戸の F、受人が払戸の G、受人の都合で耕作できなくなり他者と貸借契約を結ぶ予定です。</p> <p>続きまして 3 ページをご覧ください。</p> <p>申請番号 5 号、払戸字大堤下千間 971、他 3 筆、地目、田、面積計 2,819 平米、渡人が払戸の H、受人が払戸の G、受人の都合で耕作できなくなり新たな受人と契約を結ぶ予定です。</p> <p>申請番号 6 号、男鹿中山町字芋ノ沢 28-2、地目、田、面積計 7,094 平米、渡人が北浦の I、受人が北浦の J、受人の都合で耕作できなくなり解約します。</p> <p>なお、この土地に関しては、揚水ポンプの老朽化で揚水できなくなり、改修に多くの負担を要するため耕作が困難になったとの事です。</p> <p>次に 4 ページをご覧ください。</p> <p>申請番号 7 号、船川港比詰字中坪 100、他 4 筆、地目、田、面積計 8,051 平米、渡人が船川の K、受人が男鹿中の L、受人の都合で自分の農地を集積したいので来年から耕作できないので解約します。</p> <p>ただ、この部分に関しては、その後、伊藤淑栄委員から動いていただいて、M が耕作していくということになっています。</p> <p>申請番号 8 号、払戸字小堤下千間 257、他 5 筆、地目、田、面積計 4,439 平米、渡人が船川の N、受人が払戸の O、渡人の都合で他者への所有権移転のための解約です。</p> <p>続きまして 5 ページをご覧ください。</p> <p>申請番号 9 号、払戸字小堤下千間 377、他 9 筆、地目、田、面積計 9,917 平米、渡人が払戸の P、受人が払戸の Q、受人の都合で来年度からの耕作できないので、新たな受人と契約する予定です。</p> <p>申請番号 10、払戸字小堤下千間 374、他 3 筆、地目、田、面積計 4,385 平米、渡人が秋田市の R、受人が払戸の Q、9 号と同じ理由で同じ受人に引き継がれる予定です。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> |
| <p>吉田陽一 議長</p> | <p>どうもご苦労さまでした。</p> <p>ただ今、事務局から説明ございました。</p> <p>1 から 10 号までの案件で何か、ありませんか。</p> |

| | |
|--------------------|---|
| <p>吉田陽一 議長</p> | <p>(無しの声)</p> <p>報告ですので、よろしくお願いいたします。 続きまして、議案に入ります。 議案 25 号で、農地法第 3 条の規定による許可申請について、を お願いします。</p> |
| <p>鈴木局長 補佐</p> | <p>議案書の 6 ページをご覧ください。 議案第 25 号、農地法第 3 条の案件です。 申請番号 1 号から順に説明します。 申請番号 1 号、払戸字川向 193、他 1 筆、地目、田、面積計 1,125 平米、渡人が払戸の S、受人が払戸 T、渡人が耕作の継続、受人は 相手方の要望で以前は 19 条で契約していましたが、相手方の要望 で 3 条契約だと自動更新になり、逐一更新しなくてもいいので相 手の要望で 3 条の契約です。 再設定の 3 年、10 アール当たり米 2 俵で水利費は、渡人負担で す。 申請番号 2 号、所有権移転の案件です。 払戸字小堤下千間 257、他 6 筆、地目、田、面積 4,439 平米、 畑、面積 147 平米、合計面積 4,586 平米、渡人が船川の N、受人 が秋田市の U、すべての農地を譲るので農業廃止になります。 受人が、相手の要望で無償譲渡になります。 この案件ですが、受人が秋田市で、皆さん疑問かと思いますが、 この U が、たまたま男鹿市に来たとき、N と話す機会があつて若 美にある実家の空き家を買って欲しいという話をして U が買うこ とにしました。 その際、農地も一緒に引き受けてもらうことになりました。 U の方は、秋田市に住所は置きますが、男鹿市に来て、その空 き家を拠点に耕作していくそうです。 それで U は、現在県に相談をされていて、自分で農業法人を立ち 上げたいらしく、方々に農地を探しているそうです。 30 歳の若い方です。 申請番号 3 号、脇本浦田字新田 148、他 1 筆、地目、田、面積計 6,039 平米、渡人が脇本の V、受人が脇本 W、渡人が耕作の継続、 受人が相手方の要望です。 受手が現在認定農家でないので 3 条での契約になり、再設定の</p> |

| | |
|--|---|
| <p>鈴木局長 補佐</p> | <p>5年、10アール当たり米1俵、水利費は受手負担になっています。 申請番号4、使用貸借権の案件です。 北浦北浦字堤下43-2、他23筆、地目、田、面積計4万4,053平米、渡人が北浦X、受人が北浦のY、経営移譲で親子間の使用貸借権の設定です。 新規10年の設定で、今後、息子に経営移譲していくため農地の一部を貸すものです。 Xは、息子が一ノ目潟ファームの代表をやっており、Xは父親で一ノ目潟ファームに貸している農地もあります。 申請番号5号、これも使用貸借権の関係です。 男鹿中中間口字姥懐60-1、他1筆、地目、田1筆、畑1筆、面積計、5,879平米、渡人が東京都のZ、受人が男鹿中のa、渡人が相手の要望、受人が新規就農です。 新規の10年契約の使用貸借権です。 この会社は、環境コンサルティング業務を行っている会社でbという夫婦が経営している神奈川県にある会社です。 代表のbの話では、環境コンサルティングという仕事をやっている関係で遊休農地解消に興味があり、奥さんが男鹿中の出身で男鹿中の実家の田畑が遊休農地化していることで、そこを解消して農業を始めたい考えで、会社の中に農業部門を新しく作り、県から聞いた現地に専従の作業員を置かなければならないということで、bの奥さん実家の母親が専属作業員ということで配置、今スタートしたという状況です。 今後は、遊休農地の解消ということをもとに、小麦、ゆずの栽培を行うと新規就農の届け出がありました。 以上で説明を終わります。</p> |
| <p>吉田陽一 議長 戸部秀悦 職務代理 鈴木局長 補佐</p> | <p>何かご意見ございませんか。 訂正箇所の説明を。 訂正箇所ですが申請番号2号は、面積を見ていただければ、今回すべての農地をNが手離すことになるので、経営規模縮小と記入していますが実質は農業廃止です。 訂正してお詫びします。 申請番号3号が、全ての筆が契約になっておりますが、以前19</p> |

| | |
|--------------------|--|
| 鈴木局長 補佐 | <p>条で契約していたものを、今回、本人たちの希望により 3 条で契約します。</p> <p>大概 19 条から 3 条に変える人は、3 条であれば契約が自動更新なので、都度契約を結ぶ必要がないという理由が多いです。</p> <p>又は、その受手が認定農家でなくなったというケースです。</p> <p>この V と W のケースの場合は、W が認定農家でなくなったことにあると思います。</p> |
| 吉田陽一 議長 浅井主事 | <p>5 番の Z は、奥さんの実家ですか。</p> <p>b の奥さんの弟です。</p> |
| 吉田陽一 議長 | <p>何か他にありませんか。</p> <p>(無いことを確認し)</p> |
| 吉田陽一 議長 | <p>報告ですので、ご了承願います。</p> <p>続きまして、議案第 26 号、農地利用集積計画（案）の諮問に対し審議を求めることについて、事務局から説明をお願いします。</p> |
| 鈴木局長 補佐 | <p>議案第 26 号の説明をします。</p> <p>議案書の 8 ページをご覧ください。</p> <p>8 ページの申請番号順に説明します。</p> <p>申請番号 1 号から次の 9 ページの申請番号 3 号まで、同じ受入人なので一括して説明します。</p> <p>払戸字八郎新田 74、他 12 筆、地目、田、面積計 1 万 3,646 平米、渡人が払戸の c、他 2 名、受入人が払戸の D、1 号の総額 132 万 8,000 円、2 号が総額 120 万円、3 号が総額 105 万 6,000 円となっています。</p> <p>次に 9 ページの申請番号 4 号、福川字上谷地 77、他 1 筆、面積計 6,120 平米、渡人が脇本の e、受入人が福川の f、総額 180 万円です。</p> <p>申請番号 10 ページをご覧ください。</p> <p>申請番号 5 号、北浦北浦字堤下 49-2、他 2 筆、地目、田、面積計 7,136 平米、渡人が北浦の g、受入人が北浦の h、無償譲渡です。</p> <p>渡人の要望による所有権移転です。</p> |

| | |
|------------|---|
| 鈴木局長 補佐 | <p>申請番号 6 号、鵜木字道村新田 42、地目、田、面積 1,384 平米、渡人が鵜木の i、受人が鵜木の j、総額 25 万円です。</p> <p>渡人の要望による所有権移転です。</p> <p>次に 11 ページをご覧ください。</p> <p>申請番号 7 号、船越字根木 484、他 1 筆、地目、田、面積計 2,128 平米、渡人が秋田市の A、受人が船越の k、総額 50 万円です。</p> <p>渡人の要望による所有権移転です。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> |
| 吉田陽一 議長 | <p>ただ今の説明で、1 番から 7 番までに何かありますか。</p> <p>(沈黙の後)</p> |
| 吉田陽一 議長 | <p>何かありませんか。</p> <p>よろしいですか。</p> <p>(はい、の声)</p> |
| 吉田陽一 議長 | <p>では、次に進めます。</p> <p>よろしく願いいたします。</p> <p>続きまして賃借権設定ですが、議事参与案件に入りたいと思います。</p> <p>申請番号 8 号と 9 号で、戸部秀悦職務代理、農業委員会法第 31 条、議事参与案件による関係者の退席をお願いいたします。</p> <p>暫時休憩いたします。</p> <p>(戸部職務代理が退室後)</p> |
| 吉田陽一 議長 | <p>では再開いたします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p> |
| 鈴木局長 補佐 | <p>議事参与案件を先議します。</p> <p>議案書の 12 ページをご覧ください。</p> <p>申請番号申請番号 8 号、9 号に関して、同じ請負人ですので、一括して説明します。</p> <p>払戸字大堤下千間 973、他 9 筆、地目、田、面積計 6,939 平米、</p> |

| | |
|------------|--|
| 鈴木局長 補佐 | <p>渡人が払戸の1、他1名、受人が払戸のm、申請番号8号が、新規5年、10アール当たり米1俵、水利費は受人負担で申請番号9号が新規5年、10アール当たり1万円の水利費が受人負担になっています。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> |
| 吉田陽一 議長 | <p>今、事務局からご説明ございましたが、8番と9番についてご審議をお願いしたいと思います。</p> <p>(無しの声)</p> |
| 吉田陽一 議長 | <p>いいですか。</p> <p>では、申請どおりにいたします。</p> <p>暫時休憩いたします。</p> <p>(戸部職務代理が着席後)</p> |
| 吉田陽一 議長 | <p>では再開いたします。</p> <p>事務局から続けてお願いします。</p> |
| 鈴木局長 補佐 | <p>議案書の13ページをご覧ください。</p> <p>申請番号10号から次の14ページの申請番号12号まで同じ、受人ですので一括して説明します。</p> <p>野石字野石新田26、他2筆、地目、田、面積計9,514平米、渡人が神奈川県<small>n</small>、他2名、受人が福米沢<small>o</small>、いずれも新規の10年、10アール当たり1万5,000円、水利費が受人です。</p> <p>続きまして14ページをご覧ください。</p> <p>14ページの、13号から15ページの14号まで同じ受人ですので、一括いたします。</p> <p>払戸字小堤下千間377、他13筆、地目、田、面積計1万4,302平米、渡人が払戸<small>P</small>、他1名、受人が払戸<small>r</small>、いずれも新規の5年、10アール当たり米1.5俵、水利費が受人負担です。</p> <p>続きまして、15ページの申請番号15号から説明します。</p> <p>船越字草根57、他15筆、地目、田、面積計1万6,356平米、渡人が払戸<small>s</small>、受人が払戸<small>D</small>、新規の3年、10アール当たり米1俵、水利費は受人負担です。</p> |

| | |
|--------------------|--|
| <p>鈴木局長 補佐</p> | <p>続きまして、16 ページをご覧ください。</p> <p>申請番号 16 号、野石字野石新田 88、他 4 筆、地目、田、面積計 1 万 8,412 平米、渡人が野石の t、受人が野石の u、新規の 10 年、10 アール当たり 1 万円、水利費が受人負担です。</p> <p>申請番号 17 号、払戸字登田 86-1、他 8 筆、地目、田、面積計 7,889 平米、渡人が払戸の v、受人が払戸の w、新規 10 年の 10 アール当たり米 1 俵、水利費が受人負担です。</p> <p>17 ページをご覧ください。</p> <p>申請番号 18 号、脇本脇本字名不知 57、他 13 筆、地目、田、面積計 1 万 3,161 平米、渡人が脇本の x、受人が脇本の y、新規の 3 年、10 アール当たり米 1 俵、水利費が受人負担です。</p> <p>申請番号 19 号、北浦安全字横枕 27、地目、田、面積、3,549 平米、渡人が北浦の z、受人が北浦の J、新規 5 年の 10 アール当たり 5,700 円、水利費が受人負担です。</p> <p>いずれの新規案件も相手の要望によるものです。</p> <p>以上で新規の説明を終わります。</p> |
| <p>吉田陽一 議長</p> | <p>説明がありましたが、何かご意見ございませんか。</p> <p>一応、新規であります。</p> <p>(無しの声)</p> |
| <p>吉田陽一 議長</p> | <p>では、申請のとおりといたします。</p> <p>続きまして、再設定です。</p> <p>議事参与案件について、説明いただきますが、説明に対して 13 番の目黒千衣子委員、農業委員会法第 31 条、議事参与案件による関係する委員の退席をお願いします。</p> <p>暫時休憩いたします。</p> <p>(目黒千衣子委員が退席後)</p> |
| <p>吉田陽一 議長</p> | <p>では、再開いたします。</p> <p>それでは、説明をお願いいたします。</p> |
| <p>鈴木局長 補佐</p> | <p>議事参与案件を先議します。</p> <p>議案書の 18 ページをご覧ください。</p> |

| | |
|------------|--|
| 鈴木局長 補佐 | <p>申請番号 20 号から 19 ページの申請番号 22 号まで同じ議事参 用案件ですので、一括して説明します。</p> <p>船川港比詰字大沢田 278、他 13 筆、地目、田、面積計 1 万 8,376 平米、渡人が船川の A[〃]、他 2 名、受人が男鹿中の B[〃]、いずれも 再設定の 6 年です。</p> <p>再設定ですので契約の詳細は、割愛します。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> |
| 吉田陽一 議長 | <p>何かご意見ございませんか。</p> <p>いいですか。</p> <p>(無しの声)</p> |
| 吉田陽一 議長 | <p>では、申請どおりといたします。</p> <p>暫時休憩いたします。</p> <p>(目黒千衣子委員が着席して)</p> |
| 吉田陽一 議長 | <p>再開いたします。</p> <p>説明をお願いします。</p> |
| 鈴木局長 補佐 | <p>議案書 19 ページをご覧ください。</p> <p>申請番号 23 号から、20 ページの申請番号 24 号まで同じ受人で すので一括して説明します。</p> <p>野石字野石新田 13、他 3 筆、地目、田、面積計 1 万 3,107 平米、 渡人が、野石の E[〃]、他 1 名、受人が福米沢 o、いずれも再設定の 10 年です。</p> <p>続いて 20 ページをご覧ください。</p> <p>申請番号 25 号から、21 ページの申請番号 26 号まで同じ受人で すので一括して説明します。</p> <p>角間崎字新檜沢 62、他 2 筆、地目、田、面積計 1 万 6,754 平米、 渡人が角間崎の G[〃]、他 1 名、受人が角間崎の H[〃] 申請番号 25 号 が再設定の 10 年、申請番号 26 号が再設定の 6 年であります。</p> <p>続きまして、21 ページの申請番号 27 号から次の 22 ページの申 請番号 28 号まで同じ渡人ですので一括して説明します。</p> <p>払戸字尻深二番谷地 265-1、他 16 筆、地目、田、面積計 1 万</p> |

| | |
|--------------------------|--|
| 鈴木局長 補佐 | <p>4,094 平米、渡人が払戸の J[〃]、受人が払戸の K[〃]、他 1 名。 いずれも再設定の 5 年です。</p> <p>続いて 22 ページの申請番号 29 号、払戸字大堤 95、他 7 筆、地目、田、面積計 1 万 2,333 平米、渡人が払戸の M[〃]、受人が D、再設定の 3 年です。</p> <p>ここに続いて、23 ページをご覧ください。</p> <p>申請番号 30 号、福米沢土花新田 71、他 10 筆、地目、田、面積計 2 万 4,562 平米、渡人が秋田市の N[〃]、受人が福米沢の O[〃]、再設定の 10 年契約です。</p> <p>申請番号 31 号、払戸字大谷地 279、他 13 筆、地目、田、面積計 1 万 2,706 平米、渡人が払戸の P[〃]、受人が払戸の Q[〃]、再設定の 8 年契約です。</p> <p>続きまして、24 ページをご覧ください。</p> <p>申請番号 32 号から 33 号まで同じ受入ですので一括します。</p> <p>脇本富永字足洗田 35、他 15 筆、地目、田、面積計 1 万 5,404 平米、渡人が脇本の R[〃]、他 1 名、32 号も 33 号もすべて再設定の 3 年契約です。</p> <p>続きまして、25 ページをご覧ください。</p> <p>申請番号 34 号、脇本脇本字大関尻深 36、他 19 筆、地目、田、面積計 1 万 2,556 平米、渡人が払戸の T[〃]、受人が脇本の U[〃]、再設定の 3 年契約です。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> |
| 吉田陽一 議長 三浦栄子 委員 | <p>説明がございましたが、何かご意見ございませんか。</p> <p>先ほど 21 ページの J[〃]、一括して説明しましたが、受人が違うので一括の説明でなく、それぞれすべきでは。</p> |
| 鈴木局長 補佐 | <p>すみません。</p> <p>申請番号 27 号と 28 号を説明します。</p> <p>21 ページをご覧ください。</p> <p>申請番号 27 号、払戸字尻深二番谷地 265-1、他 14 筆、地目、田、面積計 1 万 2,542 平米、渡人が払戸の J[〃]、受人が払戸の K[〃]、再設定の 5 年契約です。</p> <p>続いて 22 ページをご覧ください。</p> <p>申請番号 28 号、払戸字尻深一番谷地 50、他 1 筆、地目、田、面</p> |

| | |
|------------|---|
| 鈴木局長 補佐 | <p>積計 1,552 平米、渡人が払戸の J[〃]、受人が払戸の L[〃]、再設定の 5 年契約です。</p> <p>補足説明ですが、申請番号 34 号の契約額、10 アール当たり 2 万 2,000 円と高くなっていますが、これは水利費が渡人負担によるものです。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> |
| 吉田陽一 議長 | <p>説明ありましたが、何かございませんか。</p> <p>(無しの声)</p> |
| 吉田陽一 議長 | <p>無しということで、申請どおりといたします。</p> <p>続きまして、議案第 27 号、農地法第 5 条の許可について、事務局より説明をお願いします。</p> |
| 浅井主事 | <p>議案書の 26 ページをお願いします。</p> <p>農地法第 5 条、転用の案件です。</p> <p>申請番号 12 号、貸借権設定、船越字一向 77-1、地目、畑、面積 238 平米のうち 5 平米、渡人が秋田市の V[〃]、受人が秋田市の W[〃]、転用の目的が、案内看板設置の転用です。</p> <p>別添している総会資料、農地転用に関する図面をご確認ください。</p> <p>位置が、国道 101 天王から船越方面に向かう、福祉施設「たらちね」の向いあたりの農地です。</p> <p>位置図②詳細な位置になりますが、農機具メーカーの「クボタ」の事務所がある道路向かいになります。</p> <p>図面 4 ページをお願いします。</p> <p>工作物の図面を記載しています。</p> <p>元々、「レモンティ」という名前で営業していたファッションホテルを、W[〃]がビジネスホテルに改修し、この 12 月に、営業するので、その入口、左折して入る入口の部分に、この工作物図面の看板を設置する転用案件となります。</p> <p>説明は、以上です。</p> |
| 吉田陽一 議長 | <p>どうもありがとうございました。</p> <p>それでは、現地確認で 27 号の農地法第 5 条農地転用には、現地</p> |

| | |
|------------------------|--|
| <p>清水司委員</p> | <p>確認いたしました5番 高橋郁雄委員、6番の清水司委員、説明員として、清水司委員よろしくお願ひします。</p> <p>11月20日に、今日、休んでいる高橋郁雄委員と事務局の浅井主事と3人で現場行ってきました。</p> <p>浅井主事の説明にあったここは、「ヤンマー」の横です。</p> <p>畑に、なっているらしいのですが、写真のような状況です。</p> <p>看板を設置して、少ない面積ですが草刈りをして管理してもらった方がいい感じでした。</p> <p>以上です。</p> |
| <p>吉田陽一議長</p> | <p>どうも、ありがとうございました。</p> <p>清水司委員からご説明ありましたが、何かご意見ございませんか。</p> |
| <p>伊藤淑栄委員 浅井主事</p> | <p>ビジネスホテルになるの。</p> <p>はい。</p> <p>もうこの12月にもオープンで、ほとんど外観は完成している状態です。</p> <p>間もなくオープンです。</p> |
| <p>鈴木局長補佐</p> | <p>申請番号12号について、許可しても良いでしょうか。</p> <p>(異議なしの声)</p> |
| <p>吉田陽一議長</p> | <p>では、申請どおりといたします。</p> <p>一応、これで議事は、皆様のご協力で終わりました。</p> <p>その他に入ります。</p> <p>事務局からありますか。</p> |
| <p>鈴木局長補佐</p> | <p>資料は、ありませんが皆さんに情報提供します。</p> <p>改めて資料は、提示しますが、まずは口頭で説明します。</p> <p>来年度から基盤強化法第19条が、促進計画に変わります。</p> <p>今までは、基盤強化法19条は、農業委員会にて契約をしていましたが、来年度からは全て農業公社をとおす事になります。</p> |

| | |
|------------|--|
| 鈴木局長 補佐 | <p>それによって、今までは必要なかった書類も必要になってきます。</p> <p>例えば土地の登記書も一筆一筆、所有権移転のように提出していただく必要があります。</p> <p>当然、農業公社をとおすので物納ができなくなり、耕作料金になります。</p> <p>農業公社を介した契約は、農業公社からお金が地主に支払われるので小作料の物納ができません。</p> <p>それと、一番負担になる部分ですが契約の初年度、例えば3年契約でも5年契約であっても、契約の初年度に5,000円の手数料が必要になります。</p> <p>農地法第3条の契約は、自動更新される契約ですが、そちらの方も、今まで土地の登記書をもらっていなかったのですが、本来なら提出されるべきもので貸借であっても土地の登記書も必要になります。</p> <p>その、3条と19条に変わって国で推奨しているのは、促進計画ですが貸借の場合はメリットがありません。</p> <p>地主にとっては、農業公社から小作料が遅滞なく入ってくるので地主にとっては、いいことだと思いますが、耕作している方に、すれば、あまりメリットはない。</p> <p>物納もできないし、公社から小作料の請求も遅滞なく来てしてしまう。</p> <p>例えば米の値段下がったから、今年はこうしてくれとかっていう交渉が全くできなくなるというところです。</p> <p>農業公社をとおすということは、国の指針に沿った集積事業として推奨されているところです。</p> <p>とはいってもお金がかかるのであれば、農地法3条も登記書を添付しなければならなくなりますが、今までどおり農業委員会受けなので皆さん3条に切り換えてしまう事が予想されます。</p> <p>ただし、売買の面に関しては、これも公社をとおす新しい促進計画の方でやれば、今までの基盤法19条と同じように税の軽減がありますので売買に関しては、促進計画でやる方が認定農家であれば有利になると思いますが、貸借に関してはメリットが少ないので3条に変える人が多くなると思います。</p> <p>市町村の担当職員が集まった時にそういう話になりました。</p> <p>一応、この4月から、そういった変更があるということで、前</p> |
|------------|--|

| | |
|------------|--|
| 鈴木局長 補佐 | もって報告した次第です。 よろしく申し上げます。 それと追加ですが、この件については、広報 1 月号に載せる予定でおります。 |
| 吉田陽一 議長 | (以下、事務連絡) 以上を持ちまして、定例総会を終わります。 ご苦勞様でした。 |